

令和6年度事業報告

第1 事業概況

令和6年度は、日銀のマイナス金利政策が解除され17年振りに利上げされた。春闘では大手企業が相次いで賃金ベースアップを行い、日本経済が活気を呈しているかにみえたものの、相次ぐ物価の値上げが依然止まらず、賃金の上昇分よりも物価の上昇が上回り、国民生活に重くのし掛かり、収入増の実感が全く沸かない状況である。

さらに、燃料油補助金が終了したことで、急激な価格高騰となり、国民生活を益々圧迫するようになり、特に、移動を車に頼らざるを得ない地方居住者には、家計を直撃する厳しい状況になっている。

トラック運送業界においては、「物流の2024年問題」が事実上スタートし、ドライバーの時間外労働に制限が適用され、これまでのような「走った分だけ稼げる」という勤務形態は出来なくなった。これによって、労働時間は減少し改善されたものの、逆に給与が目減りしており、生活が苦しくなるなど負の連鎖になったため、より収入のよい企業へ転職や他業種へ変えるドライバーも増え、運送業界には益々人材不足に陥る状況となっている。企業にとっては、基本給のアップを図るなどして、人材流出の防止対策を実施するなど、労働条件の向上に努めているところである。

2030年には、34%の輸送能力低下が予測されており、このままいけば物流の停滞が現実的になってくるおそれがある。

当協会としては、トラック輸送の公共的使命を果たすために、より安定的な輸送力の確保、安心と安全で輸送品質と高い輸送サービスを提供していくように、交通事故・労働災害防止対策、環境対策、労働対策、適正化事業対策、人材確保・育成対策など、諸対策を積極的に推進してきた。

事業活動

1. 総合物流対策事業

- (1) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山口県地方協議会」について、山口運輸支局及び山口労働局等と連携を図り、書面で協議会を実施した。
- (2) 「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主やトラック運送業界に引き続き周知した。
- (3) 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、会員事業者に対し関係法令や告示について、周知徹底を図った。
- (4) 標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催した。
- (5) 「総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)」に盛り込まれているパレット化の促進及び規格統一化等について検討を進めた。
- (6) 「適正運賃の収受に向けた契約の電子化・書面化の導入」や「物流負荷の軽減に向けた計画の作成等」の規制的措置の導入を含む法制化に関し、山口運輸支局及び全ト協と連携し適切な対応を図った。
- (7) 物流の2024年問題への解消を図るための商慣行の見直しに向け、関係行政機関(トラック・物流Gメン等)や全ト協等と連携を図った。

2. 道路対策事業

- (1) トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たすため、高速道路料金の大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、政府・与党等に対し要望活動を行った。
- (2) 渋滞箇所やトラックステーションをはじめ高速道路のSA・PA、道の駅等におけ

る駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、国土交通省等に対し要望活動を行った。

- (3) ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、全ト協と連携を図った。
- (4) 高速道路料金の更なる割引について、輸送効率の改善及び一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進を図るための料金・割引制度が設けられるよう政府・与党等に対して要望を行った。
- (5) ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクタエリア）の設置箇所を拡大するよう、国土交通省等に対し要望活動を行った。
- (6) 特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令や、道路運送車両法の保安基準、道路交通法施行令について、国土交通省や警察庁に対し要望活動を行った。
- (7) 特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、全ト協を通じて国土交通省に対し要望活動を行った。
- (8) 「重要物流道路」「重さ指定道路」「高さ指定道路」を全ト協を通じて、国土交通省及び道路管理者へ要望した。

3. 燃料費対策事業

- (1) 燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、燃料サーチャージの収受に向け、広告やリーフレットの配布等を実施した。
- (2) 排出ガス規制適合車等の導入等に必要な設備資金融資に対する利子補給を行った。
- (3) 全ト協と連携を図り、政府与党及び行政機関に対し、燃料油価格激変緩和事業や重点支援地方交付金の継続について、強く要請した。
- (4) 燃料価格の高騰に鑑み、緊急対策給付金を全会員へ助成した。

4. 交通事故防止対策事業

- (1) トラックドライバーの初任運転者教育等を実施した。
- (2) 安全装置（バックモニター等）導入について引き続き助成を行った。
- (3) ドライブレコーダーの装置導入助成を実施した。
- (4) 「全国トラックドライバー・コンテスト」へ山口県代表選手を派遣した。
- (5) 県下自動車学校（6校）で安全教育研修を開催した。
- (6) 車両点検講習会を6回開催した。
- (7) 「無事故・無違反コンテスト」をはじめとした各種交通安全活動に参加した。
- (8) 「NASVAネット」の更なる利用促進を図った。
- (9) 県下小学生を対象に「トラックの交通安全教室」を令和6年5月8日に開催した。
- (10) 運行管理者試験受験対策講習会を2回開催した。
- (11) 交通労働災害防止担当者教育を開催した。
- (12) 交通安全山口県対策協議会が実施する各種交通安全対策を支援した。
- (13) 運行管理者・整備管理者の受講料及び講習代を助成した。
- (14) 運転記録証明の交付手数料を助成した。
- (15) 「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、飲酒運転根絶意識の向上を図った。
- (16) IT点呼、遠隔点呼、AIロボット点呼等の支援機器及びシステム等の導入を支援した。
- (17) 車輪脱落事故防止対策の徹底を図るため、「車輪脱落事故防止キャンペーン」の啓発活動を行った。特に、トルクレンチを有しない事業所への保有をチラシ等で周知した。

●適性診断の受診状況

計 画 数	受 診 者	達 成 率
4, 6 1 0 人	4, 4 9 0 人	9 7 . 3 %

●運転記録証明交付状況

計 画 数	証 明 交 付 数	達 成 率
1 5, 0 0 0 人	1 4, 1 7 4 人	9 4 . 5 %

●運行管理者一般講習の受講状況

計 画 数	受 講 者 数	達 成 率
9 5 0 人	9 6 0 人	1 0 1 %

●各種運動実施状況

- 春の全国交通安全運動 (R 6. 4. 6 ~ R 6. 4. 15)
- 不正改造車を排除する運動 (R 6. 6. 1 ~ R 6. 6. 30)
- 夏の交通安全県民運動 (R 6. 7. 11 ~ R 6. 7. 20)
- 点検整備推進運動 (R 6. 9. 1 ~ R 6. 10. 31)
- 秋の全国交通安全運動 (R 6. 9. 21 ~ R 6. 9. 30)
- 正しい運転・明るい輸送運動 (R 6. 11. 16 ~ R 7. 1. 10)
- 年末年始の交通安全県民運動 (R 6. 12. 10 ~ R 7. 1. 3)
- 年末年始の輸送等に関する安全総点検 (R 6. 12. 10 ~ R 7. 1. 10)

5. 環境・エネルギー対策事業

- (1) 環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等、脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進した。
- (2) EMS機器等の助成金を引き上げて助成実施した。
- (3) 環境対応車等の一層の普及を図るため、車両導入助成を実施した。
- (4) エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等の導入のための助成を行った。
- (5) 省エネ運転講習会を開催した。
- (6) 「いわゆる黄金のペットボトル問題」及びゴミの不法投棄撲滅に向けた啓発活動を実施し、全会員へ携帯トイレ等を配布した。

6. 輸送秩序確立対策事業

- (1) 書面化の必要性等「下請け・荷主適正取引推進ガイドライン」について、会員事業者等へ周知した。
- (2) 9月に新たにGメン調査員が発足し、運輸支局のトラック・物流Gメン等と連携し、荷主等の長時間荷待ちなどの違反原因行為の排除に取り組んだ。

7. 貨物自動車運送適正化事業

- (1) 巡回指導において、悪質な法令違反や社会保険等の未加入・未納が判明した場合

には、関係法令、社会保険制度等に関する指導を行い、運輸支局に速報制度等を活用し報告した。

- (2) 運輸支局等との連携により、新規許可事業者に対する巡回指導及び労基特別巡回指導には適切に対応し、事業者の違反等について早期の改善を図った。
また、運輸支局等に適正化情報システムを通じた迅速な情報提供を行った。
- (3) 運輸支局との連絡会議を定期的で開催した。
- (4) 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に則り、丁寧な指導を実施した。
- (5) 巡回指導対象事業者の選定は、「巡回指導の指針」を踏まえ実施し、なかでも総合評価が低い事業者等（総合評価がD・Eの事業所）に対して重点的に巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図った。
- (6) 小規模グループ研修を実施し、近接の地方実施機関との緊密な連携を図ること等により、巡回指導の評価手法の均一化を図った。
- (7) 「運輸安全マネジメント」については、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組について適切な指導に努めた。
- (8) 安全性評価事業については、ラッピングトラックや各種広告媒体を活用し、「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施し、Gマークステッカーの有効期限切れや廃車時の剥離の徹底等、適正な管理を推進した。
- (9) Gメン調査員が巡回指導等により、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を収集し、トラック・物流Gメンに報告した。

8. 緊急輸送・自然災害対策事業

- (1) 緊急・救援輸送業務実施要綱に基づき必要な体制整備を推進し、緊急物資輸送体制の確立を図った。
- (2) 山口県地域防災会議の指定地方公共機関として、災害時の緊急物資の輸送・保管・管理に必要な貨物自動車等の供給確保及び物流専門家の派遣について対応した。
- (3) 山口県総合防災訓練及び高圧ガス保安協会防災訓練などに参加した。
- (4) 大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協と連携し、基礎知識の習得の場に積極的に参加し、物流専門家の育成に努めた。
- (5) 集積拠点における支援物資の仕分け・管理を行う際の専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図るため、研修会を開催した。

9. 税制・金融対策事業

- (1) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化及び軽減に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を全ト協を通じて行った。
- (2) 物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進し、当該融資にかかる利子補給を行った。
- (3) 会員事業者の資金融通を支援するため、国及び山口県等が定めるセーフティネット制度融資及び国が定める災害関係保証融資を会員事業者が受ける際に信用保証協会に支払う信用保証料について一部を助成した。

10. 労働対策事業

- (1) 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナーや定期健康診断の結果を有効活用するセミナー等を通じて健康起因事故防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及啓発を図った。
- (2) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査受診助成を実施した。

- (3) 健康に起因する事故を防止するための検査（脳ドック・心臓ドック）受診助成事業を実施した。
- (4) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労働災害防止に取り組んだ。
- (5) 乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の普及拡大を図った。

11. 交付金運営対策事業

- (1) トラック運送事業の近代化、合理化に資するとともに輸送力の増強を促進するため、中央近代化基金融資の斡旋を行った。
- (2) 省エネ推進及びトラックの走行に伴う環境問題の重要性に鑑み、環境対応車等並びに省エネ関連機器等の導入を促進するために融資に対する利子補給助成を行った。

12. 経営改善対策事業

- (1) 経営分析報告書を個別事業所に作成配布した。
- (2) 物流DXを推進するため、関係行政機関や全ト協と連携を図った。

13. 人材育成対策事業

- (1) 事業後継者並びに青年経営者等を育成するため、青年経営者組織の各種研修事業及び相互研鑽の機会や社会貢献活動を推進した。
- (2) 中小企業大学校の講座受講を促進し受講料の助成を実施した。
- (3) 県内の高等学校生を対象に、物流出前授業を令和7年2月10日に実施した。
- (4) 準中型免許、中型免許、大型免許、けん引免許を取得させた際の教習料の一部を助成した。
- (5) 19歳でも大型免許が取得可能な「特例教習制度」について周知を図り、中・大型への「AT限定免許」制度創設について取組を推進した。
- (6) 人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証（働きやすい職場認証）」取得の支援、及び会員事業所の採用ホームページ開設に対する支援を行った。
- (7) 特定技能外国人の受け入れに向け、全ト協と連携を図った。
- (8) 定年退職自衛官を対象にした再就職の支援について、陸上自衛隊援護課の説明会に運輸支局と連携して対応した。

14. 消費者対策事業

- (1) ホームページに標準引越運送約款、「かしこい引越」や引越事業者のリストを掲載し、引越方法や分散引越等について消費者へ周知を図った。
- (2) 標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識について、引越講習等で事業者へ周知徹底し、ホームページ等を通じて消費者への周知活動を推進した。
また、年度末・年度始めの引越繁忙期においても、サービスレベル向上や輸送品質を保持するため、「分散引越のお願い」について周知を図った。
- (3) 引越に携わる実務担当者に対し、引越講習（引越基本講習・引越管理者講習）を実施し、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進を図った。
- (4) 山口県消費生活センターとの連携を図りながら、輸送サービス相談窓口体制を強化した。
- (5) 苦情処理への迅速・丁寧な対応に努めた。

15. 広報活動事業

- (1) 新聞各紙等に意見広告を掲載した。
- (2) 10月9日「トラックの日」のイベント並びに「トラックの日」絵画コンクール等の諸活動を実施し、マスコミ等の各種媒体を活用したPR活動を図った。
- (3) 会員事業所や荷主企業、関係行政機関等に対し、トラック輸送の現状や協会の活動状況、各種助成事業案内、行政の動向等について、ホームページや機関誌「山口県トラック広報」を通じて、情報提供を行うとともに、その充実を図った。
- (4) 荷主企業等に対し燃料サーチャージ制度をはじめとした適正取引推進及び安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進や交通事故防止に向けて、テレビCM、荷主向け物流セミナー等やGマークラッピングトラック等を通してPR活動を展開した。
- (5) 将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、国の補助金を活用し、トラック輸送の役割と魅力を発信するとともに、業界のイメージアップを図るため、SNS等各種コンテンツを活用し広報活動を実施した。

16. 共同施設整備運営事業

- (1) 研修会館利用者の利便性・快適性の向上を図るため、施設の整備・運営を行い、更なる利用促進を図った。
- (2) 研修会館の収支改善のために、効率的な運用を行った。
- (3) 研修会館の劣化が著しい外壁の塗装を実施した。

17. 中央出捐事業

- (1) 全国単位にて貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業を行う全ト協に対して出捐を実施した。

18. 業種別専門輸送対策事業

- (1) 専門委員会・部会（5委員会・5部会）においては、業種別部門としての対応を図るため、適正化事業、交通事故防止、労働災害防止、環境対策、消費者対策等を積極的に推進した。

19. 庶務関係

- (1) 叙勲または各種表彰について、対象者を積極的に上申及び推薦し表彰を行った。
- (2) 通常総会・理事会・正副会長会議・専門委員会・部会・支部事務局連絡会議を実施した。

事業報告の付属明細書

- 1 事業報告の付属明細書については、事業報告の内容を補足する特に記載すべき重要な事項はない。